

2010年4月1日 全10頁

# 株式の保有状況開示 (いわゆる持合い開示)

制度調査部  
横山 淳

## [要約]

- 2010年3月31日、開示府令の改正が公布された。この中に、株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示）も含まれている。
- 具体的には、純投資目的以外の目的で保有する株式について、①資本金の1%を超えるもの、②貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの、のいずれかに該当するものの銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額を開示することが求められている。
- 改正後の開示府令は、2010年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（3月決算会社の場合、2010年3月期の有価証券報告書）から適用される。ただし、適用初年度は「上位30銘柄」ではなく「上位10銘柄」とするなどの経過措置が設けられている。

※本稿は、2010年2月16日付レポート「株式の持合い開示（案）」を、最終的な府令に基づいて書き改めたものである。

## 【目次】

1. コーポレート・ガバナンスに関する開示府令等の改正	2
2. 「株式の保有状況」開示の概要	2
3. 開示義務の対象会社	3
4. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の開示	4
(1) 「純投資目的以外の目的」とは？	4
(2) 全体内容の開示	5
(3) 個別銘柄の開示	5
①対象となる投資株式と「みなし保有株式」	5
②開示の基準	6
③開示事項	7
5. 純投資目的で保有する（投資）株式の開示	8
6. 保有目的変更に伴う開示	8
7. 持株会社の特例（主要連結子会社の株式保有状況の開示）	8
8. 施行日及び経過措置	10

## 1. コーポレート・ガバナンスに関する開示府令等の改正

○2010年3月31日、『企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第12号）』<sup>1</sup>（以下、改正府令）が公布された。その内容は多岐にわたるが、コーポレート・ガバナンスに関連する、次のような内容が盛り込まれている。

- ①株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示）
- ②役員報酬の開示
- ③議決権行使結果の開示
- ④コーポレート・ガバナンス体制の開示

○これらは、2009年6月17日、金融審議会金融分科会の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」が発表した報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」<sup>2</sup>（以下、「スタディグループ報告書」と呼ぶ）が提言した事項のうち、2009年中に対応されなかったものである。

○本稿では、このうち「①株式保有の状況の開示（いわゆる株式持合い開示）」について紹介する。なお、本稿では説明の便宜上、上場内国会社が提出する有価証券報告書を前提に解説を行う。実際は、発行開示書類である有価証券届出書などについても同様の改正が行われている。

## 2. 「株式の保有状況」開示の概要

○改正府令では、上場会社を対象に、有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、次のように「株式の保有状況」について開示を行うように求めている。

- ①純投資目的以外の目的で保有する株式について
  - イ 全体の銘柄数、貸借対照表計上額の合計額
  - ロ 次のいずれかに該当するもの（非上場株式を除く）について、その銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額
    - その貸借対照表計上額が資本金の1%超である
    - 貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当する
- ②純投資目的で保有する株式について
  - 上場・非上場に区分して、貸借対照表計上額の合計額、受取配当金の合計額、売却損益の合計額、評価損益の合計額

○これらのうち、特に①ロは、前述のスタディグループ報告書の提言を受けたものと考えられる。具体的には、スタディグループ報告書は、「株式持合いが上場会社等の経営に影響を及ぼし得るものであることから、その状況は、投資者の投資判断に際して重要な情報である」と指摘した上で、次

<sup>1</sup> 2010年3月31日付官報（号外第67号）に掲載されている。なお、新旧対照表などが金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8.html>）に掲載されている。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090617-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)）に掲載されている。なお、横山淳「金融審スタディグループ報告その1（第三者割当など）」（2009年6月29日付レポート）なども参照。

のような提言を行っていた（下線部は筆者による）。

こうした中で、既に一部の会社においては、持合いの状況についての自主的な開示が行われているところであり、このような開示の一層の促進を図ることが適当である。また、相互に又は多角的に明示・黙示の合意のもとで、株式を持ち合っているような一定の持合い状況の開示について、制度化に向けて検討されるべきである。

○ただ、開示対象とすべき「持合い」の具体的な定義は、技術的に困難であったことから、「持合い」開示ではなく、「保有状況」開示として整理されたものと考えられる。金融庁が2010年3月31日に公表した『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』<sup>3</sup>（以下、『金融庁の考え方』）の中でも、次のような考え方が示されている。（『金融庁の考え方』152参照）。

提出会社による株式の保有には、取引関係の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。このような状況に照らし、会社の株式保有に係る意義を投資家に積極的に開示することが有用であると考えられます。株式の持合いには、二者が相互に持ち合う場合だけでなく複数の者同士で多角的に保有し合う場合も考えられますが、このような関係の有無は相手方の意向等が影響するため、提出会社において当該関係の有無を明確に判断することが容易でないことも考えられます。

そこで、今般の改正では、提出会社がその主観の内容に従って適切に個別銘柄開示の対象銘柄を分別することができ、かつ投資者の投資判断に有益な情報を提供する観点から、純投資目的か否かという保有目的を個別銘柄開示が必要となりうる銘柄であるか否かの基準とした上で、一定の上位銘柄に該当する純投資目的以外の目的で保有する株式については保有目的を具体的に記載することとしました（開示府令第二号様式記載上の注意（57）a（e）ii）。

○なお、2010年2月12日に公表された当初案（『「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等の公表について』<sup>4</sup>）からの主な変更点は次の通りである。

- ◇開示義務の対象会社（開示を行う会社）が、いわゆる上場会社に限定された。 ⇒後述3参照
- ◇個別銘柄の開示対象となる株式から、非上場株式が除外された。つまり、いわゆる上場株式のみを開示することとなった。 ⇒後述4(3)参照
- ◇「みなし保有株式」の定義、開示方法、開示数が明確化された。 ⇒後述4(3)参照
- ◇経過措置が講じられた。 ⇒後述8参照

### 3. 開示義務の対象会社

○「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、「株式の保有状況」開示が義務付けられるのは、次の有価証券（特定有価証券（投資信託受益証券、投資証券など）を除く）を発行する者と定められている（改正府令に基づく「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）」第二号様式記載上の注意(57)a、金融商品取引法24条1項1、2号など）。

<sup>3</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/00.pdf>) に掲載されている。

<sup>4</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100212-2.html>) に掲載されている。

①金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券（※）を除く）

②店頭売買有価証券（流通状況が特定上場有価証券（※）に準ずるものを除く）

（※）いわゆるプロ向け市場（TOKYO AIM）のみに上場されている有価証券のこと（金融商品取引法2条33項）。

○つまり、いわゆる上場会社が対象とされており、それ以外の会社には適用されないこととなる。これは、前記の「スタディグループ報告書」の提言が、あくまでも上場会社のコーポレート・ガバナンスに対するものであったことを受けているものと考えられる。

## 4. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の開示

### (1) 「純投資目的以外の目的」とは？

○ここでいう、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」とは、次のものを意味している（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)）。

**提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（※1）に該当する株式（※2）（以下、投資株式）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの**

（※1）「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表等規則）」32条1号に規定する投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、その会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。

（※2）信託財産として保有するものを除く。

○財務諸表等規則に基づく（単体の）貸借対照表に計上されているものとされていることから、対象は、原則、有価証券報告書等の提出会社自身が保有する株式が想定されているものと考えられる（『金融庁の考え方』123 参照）。なお、後述するように持株会社については、主要連結子会社の保有分についても開示が求められる場合がある（後述7.）。

○また、「純投資目的」の考え方について、金融庁は次のような見解を示している（『金融庁の考え方』124、131）。

**純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言います。**

○この見解に従えば「取引関係の維持・発展等を目的とするいわゆる政策投資目的（政策保有目的）株式」について、「保有目的が純投資目的以外の目的」としてここでの開示義務の対象となることは当然であろう（『金融庁の考え方』134 参照）。

○加えて、「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合」に該当することが明らかでないものについても、広く「保有目的が純投資目的以外の目的」としてここでの開示義務の対象となる可能性があるだろう。

○なお、同一銘柄の株式について、「純投資目的」のものと「純投資目的以外の目的」のもの両方がある場合には、「同一銘柄の株式を純投資目的で保有する株式と純投資目的以外の目的で保有する株式とに分けて、それぞれについて必要な情報を開示」することと解されている（『金融庁の考え方』154）。

## (2) 全体内容の開示

- 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に関する開示は、その全体に関する情報と個別銘柄に関する情報に分けて規定されている。
- 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」全体に関する情報としては、次の事項の開示が求められている（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e) i）。

◇銘柄数

◇貸借対照表計上額の合計額

## (3) 個別銘柄の開示

### ①対象となる投資株式と「みなし保有株式」

- 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」のうち、個別銘柄の開示が義務付けられるのは、次のいずれかに該当するものとされている（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e) ii）。

◇国内の金融商品取引所の上場株券（いわゆるプロ向け市場を除く）

◇店頭売買有価証券である株券（いわゆるプロ向け市場に準ずるものを除く）

◇外国の金融商品取引所に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式

- つまり、個別銘柄の開示対象となる投資株式は、いわゆる上場株式に限られ、非上場株式は対象外ということになる。
- なお、信託契約等に基づいて議決権行使権限を有する株式についても、次のように開示義務の対象となることが明記されている（同前、「みなし保有株式」）。

純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限……中略……を有する株式を含む

- この趣旨について、金融庁は次のように説明している（『金融庁の考え方』138）。

……前略……純投資目的以外の目的で議決権行使権限を有するのであれば、会計上オフバランスになるか否かにかかわらず、一定の銘柄は個別銘柄及び具体的な保有目的（みなし保有株式については議決権行使権限の内容）を開示する必要があります。……以下略……

- つまり、株式を信託に出すことで会計上オフバランスになったとしても、実質的にその会社が議決権等を保有している場合にはカウントするという趣旨であろう。その結果、例えば、次のようなものも「みなし保有株式」として個別開示の対象とされるものと解されている（『金融庁の考え方』138、140、143など参照）。

- ◇いわゆる退職給付信託で、保有する持合い株式を信託に拠出して、議決権行使権限（又は指図権限）を提出会社が保持し続けるスキーム<sup>5</sup>
- ◇保有株式を信託銀行に信託に出して信託受益権を譲渡したが、その株式についての議決権行使の指図権限を有するスキーム（いわゆる「議決権留保型株式信託スキーム」）

## ②開示の基準

- 個別銘柄の情報については、次の基準に従って開示が要求される（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e) ii）。

( i ) 最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別（※）による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の資本金額の 100 分の 1 を超えるもの

( ii ) 前記 ( i ) の銘柄数が 30 に満たない場合には、その貸借対照表計上額の大きい順の 30 銘柄

（※）同一発行体のものであっても、例えば、普通株式と優先株式は別の銘柄と解されている（『金融庁の考え方』155、164）。

- 要するに、当期及び前期それぞれについて、貸借対照表計上額が資本金の 1% 超となる「純投資目的以外の目的で保有する（投資）株式」の個別開示が義務付けられる（上記(i)）。

- 加えて、資本金の 1% 超となるものが 30 銘柄未満の場合、（資本金の 1% 以下のものも含め）貸借対照表計上額上位 30 銘柄の個別開示が必要ということになる<sup>6</sup>（上記(ii)）。もちろん、ここでの 30 銘柄というのは最低限であり、資本金の 1% 超のものが 30 銘柄を超えている場合は、その全てを開示することが求められる。

- 改正府令では、「30 銘柄」における前述の「みなし保有株式」の取扱いが次のように明確化されている。

①上位 30 銘柄中に含まれる「みなし保有株式」が 10 銘柄以下の場合

……その上位 30 銘柄を「みなし保有株式」を含めて開示する。

②上位 30 銘柄中に「みなし保有株式」が 11 銘柄以上含まれている場合

a. 「特定投資株式」（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式であって、「みなし保有株式」ではないもの）が 20 銘柄以上ある場合

……「みなし保有株式」の上位 10 銘柄と「特定投資株式」の（全体の上位 30 銘柄に含まれないものも含め）上位 20 銘柄を開示する。

b. 「特定投資株式」が 20 銘柄未満の場合

<sup>5</sup> もっとも、いわゆる退職給付信託であっても、「例えば提出会社が金銭を信託して提出会社があらかじめ指定した投資運用方針に従って受託者の裁量で運用を行う指定運用の実態を有する場合は、純投資の性質を有する」と考えられることから、個別開示の対象とならないものと考えられる（『金融庁の考え方』138）。

<sup>6</sup> なお、従来から、有価証券明細表において「貸借対照表計上額が多い順に上位 10 銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）」の開示が求められていた（財務諸表等規則様式第十号記載上の注意 3）。もっとも、金融庁は、両者の情報開示の性質は異なると説明しており、今回の改正府令でも有価証券明細表についての変更は行っていない（『金融庁の考え方』125、145）。

……「特定投資株式」は全銘柄開示し、「みなし保有株式」は「特定投資株式」と合算して30銘柄になるまで開示する（「みなし保有株式」の開示銘柄数＝30－「特定投資株式」の銘柄数）

- つまり、上位30銘柄中に「みなし保有株式」が14銘柄含まれている場合、原則として開示対象となる「みなし保有株式」は上位10銘柄のみとされ、30銘柄に不足する4銘柄分は31位以下の「特定投資株式」から順次繰り上げて開示することとなる（前記②a）。
- ところが、このとき「特定投資株式」が18銘柄しかないとする、31位以降から繰り上げるべき銘柄が不足するため、「みなし保有株式」を12銘柄（＝30－18）開示することとなる（前記②b）。

### ③開示事項

- 前記②に該当した銘柄について開示すべき事項は次の通りである。

#### ◇銘柄

◇株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数）（※1）

◇貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額）（※1）

◇（銘柄ごとに）保有目的（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）（※2）

（※1）「特定投資株式」と「みなし保有株式」に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数、貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載する。

（※2）具体的には、「提出会社が、議決権行使権限以外にも、例えば一定の配当を受領する権利や特定の事項に係る株主としての判断権等を留保する場合には、「その他提出会社が有する権限の内容」として具体的に開示することが必要となる」と説明されている（『金融庁の考え方』159）。

- このうち、特に問題となるのは「保有目的」をどの程度詳細に記載するか、ということである。この点について、金融庁は次のような見解を示している（『金融庁の考え方』135、136）。

純投資以外の目的で保有する株式のうち一定の要件に該当する個別銘柄については、保有目的を具体的に記載することとしています。当該保有目的について、一般的には、例えば「政策投資目的」といった純投資以外の目的であることを示す程度の記載ではなく、どういった政策投資の目的であるのかを具体的に記載することが適切です。保有目的の具体的な内容は提出会社及び対象となる株式等によって様々であり、個々の実態を投資家に積極的に開示することが有用であるとの観点からは、開示府令の中で画一的な記載例を複数示すのではなく、提出会社が多様な目的を個々に判断し開示することが適切であると考えられます。

……前略……今回の改正開示府令では、一定の要件に該当する純投資以外の目的で保有する株式について、保有目的を具体的に記載することとしています。保有目的の具体的な内容は提出会社及び対象となる株式等によって様々であり、個々の実態を投資家に積極的に開示することが有用であるとの観点からは、提出会社が多様な目的を個々に開示することが適切であると考えられるため、開示府令の中で画一的な記載例を示すことはしていません。IFRS適用後の「評価損益をその他の包括利益に計上する区分」をにらんで、開示府令における具体的な保有目的について提出会社の経営判断が行われる可能性はあります。

- つまり、ただ単に「政策投資目的」と記載するだけでは不十分であり、個々の実態に即して、提出会社の判断で「どういった政策投資の目的であるのかを具体的に記載すること」が求められている。

## 5. 純投資目的で保有する（投資）株式の開示

- 保有目的が純投資目的である投資株式については「非上場株式」と「それ以外の株式」に区分し、その区分ごとに次の事項を開示することが求められている（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)iii）。

- ◇最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額
- ◇最近事業年度における受取配当金、売却損益、評価損益のそれぞれの合計額

## 6. 保有目的変更に伴う開示

- 最近事業年度中に投資株式の保有目的の変更（『純投資目的』⇒『純投資目的以外の目的』、『純投資目的以外の目的』⇒『純投資目的』）がある場合、それぞれ区分して、銘柄ごとに次の事項を開示することが求められている（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)iii）。

- ◇銘柄
- ◇株式数
- ◇貸借対照表計上額

## 7. 持株会社の特例（主要連結子会社の株式保有状況の開示）

- 「株式の保有状況」開示の対象となるのは、原則、有価証券報告書等の提出会社自身が保有する株式が想定されているものと考えられる。
- しかし、有価証券報告書等の提出会社が「子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社」（以下、「持株会社」と呼ぶ）である場合には、その提出会社（持株会社＝親会社）に加えて、一定の連結子会社についても「株式の保有状況」を開示することが求められている<sup>7</sup>（改正府令に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)iv）。
- 具体的に、開示対象となる会社は次の通りである。

- イ 提出会社及び連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式（※1）の貸借対照表計上額（以下、投資株式計上額）が最も大きい会社（以下、「最大保有会社」）について、提出会社の資本金額の100分の1を超えるもの（30銘柄未満の場合は、上位30銘柄）
- ロ 上記イの「最大保有会社」の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（※2）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合は、（上記イの「最大保有会社」に加えて）投資株式計上額が次に大きい会社について、提出会社の資本金額の100分の1を超えるもの（10銘柄未満の場合は、上位10銘柄）

<sup>7</sup> 原案では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律9条4項1号に規定される持株会社が対象とされていた。最終的な改正府令では、この要件を満たさない場合であっても、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする場合には適用対象とするとして範囲が拡大されている（『金融庁の考え方』144参照）。

ハ 提出会社が上記イの「最大保有会社」に該当しない場合は、提出会社について、提出会社の資本金額の 100 分の 1 を超えるもの（10 銘柄未満の場合は、上位 10 銘柄）

（※1）「最大保有会社」の判定に当たっては、「投資株式」の保有目的について特段の制限は設けられていない。

（※2）連結財務諸表規則 30 条 1 項 1 号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則 30 条 2 項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く）をいう。

○つまり、有価証券報告書等の提出会社本体に加えて、グループ内の特定の会社に連結ベースでの投資有価証券の 2 / 3 超が集中している場合には、投資株式計上額の上位 1 社、それ以外の場合は上位 2 社についても、「株式の保有状況」を開示することが求められている。

○ただ、この「上位 1 社」、「上位 2 社」には、文言上、有価証券報告書等の提出会社自身も含まれ得る。従って、持株会社グループにおいて「株式の保有状況」を開示しなければならない会社の数は、最低 1 社（提出会社本体が連結ベースでの投資有価証券の 2 / 3 超を保有しており、連結子会社について開示が不要となるケース）、最大 3 社（提出会社本体プラス連結子会社 2 社の開示が必要となるケース）という計算になるものと考えられる。

○以上を踏まえて、持株会社について想定される「株式の保有状況」において、個別銘柄の開示が求められる会社と、最低限、開示すべき銘柄数の組合せは次のように整理できるだろう。

最大保有会社	最大保有会社の投資株式計上額が 連結投資有価証券に占める比率	投資株式計上額が 次に大きい会社	開示対象会社	銘柄数
提出会社	2 / 3 超	—	提出会社のみ	30 銘柄
提出会社	2 / 3 以下	連結子会社 A	提出会社 連結子会社 A	30 銘柄 10 銘柄
連結子会社 A	2 / 3 超	—	提出会社 連結子会社 A	10 銘柄 30 銘柄
連結子会社 A	2 / 3 以下	提出会社	提出会社 連結子会社 A	10 銘柄 30 銘柄
連結子会社 A	2 / 3 以下	連結子会社 B	提出会社 連結子会社 A 連結子会社 B	10 銘柄 30 銘柄 10 銘柄

○開示内容は、基本的に前記 4～6 に準じて記載することとされているが、次の点について特別な取扱いが定められている。

①会社ごとに区分して記載する。

②前記 4. (3)②(i)における「1 %」の算定の基礎となる「資本金額」は、有価証券報告書等の提出会社（持株会社）の資本金額とする。つまり、提出会社の資本金額の 1% 超のものが 30 銘柄（最大保有会社以外の会社の場合、10 銘柄）を超えている場合は、その全てを開示することが求められる

③前記 4. (3)②(ii)については、「最大保有会社」については上位 30 銘柄、その他の会社については上位 10 銘柄を記載する（※）。

（※）上記③の「最大保有会社」、「その他の会社」には、文言上、有価証券報告書等の提出会社本体も含まれ得ると考えられる。

## 8. 施行日及び経過措置

- 今回の改正府令は2010年3月31日から施行されている（改正附則2条1項）。
- 「株式の保有状況」開示の適用については、2010年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（3月決算会社の場合、2010年3月期の有価証券報告書）から適用される（改正府令附則2条9項など）。
- なお、個別銘柄の開示について、実務上の負担に配慮して、3月決算会社の有価証券報告書を前提にした場合、次のような経過措置が設けられている（改正府令附則2条9～14項）。

年度	開示対象銘柄	みなし保有株式	持株会社の特例
初年度（2010年3月期有価証券報告書）	<p>【「銀行等」以外】（※1）</p> <p>①2010年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%超の銘柄</p> <p>②上記①が10銘柄に満たない場合は、上位10銘柄</p> <p>【「銀行等」】（※1）</p> <p>2010年3月期の貸借対照表計上額の上位10銘柄</p>	適用なし	<p>【「銀行等」に該当しない持株会社】</p> <p>適用なし（提出会社（持株会社）が左記【「銀行等」以外】に従って記載。連結子会社保有分の開示は不要）</p> <p>【「銀行等」に該当する持株会社】</p> <p>○提出会社が「最大保有会社」である場合は、提出会社（持株会社）が左記【「銀行等」】に従って記載。連結子会社保有分の開示は不要。</p> <p>○提出会社以外の「最大保有会社」がある場合、提出会社に代えて、その「最大保有会社」である連結子会社が保有する投資株式について、左記【「銀行等」】に従って記載（※2）。提出会社保有分の開示は不要。</p>
2年目（2011年3月期有価証券報告書）	<p>【「銀行等」以外】（※3）</p> <p>本則適用（前記4（3））</p> <p>【「銀行等」】（※3）</p> <p>①2011年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%超の銘柄（50銘柄上限）</p> <p>②上記①が30銘柄に満たない場合は、上位30銘柄</p>	適用あり	<p>【「銀行等」に該当しない持株会社】</p> <p>本則適用（前記7）</p> <p>【「銀行等」に該当する持株会社】</p> <p>○提出会社が「最大保有会社」となる場合は、提出会社（持株会社）が左記【「銀行等」】に従って記載。連結子会社保有分の開示は不要。</p> <p>○提出会社以外の「最大保有会社」がある場合、提出会社に代えて、その「最大保有会社」である連結子会社が保有する投資株式について、左記【「銀行等」】に従って記載（※2）。提出会社保有分の開示は不要。</p>
3年目（2012年3月期有価証券報告書）	<p>【「銀行等」以外】</p> <p>本則適用（前記4（3））</p> <p>【「銀行等」】</p> <p>本則適用（前記4（3））</p>	適用あり	<p>【「銀行等」に該当しない持株会社】</p> <p>本則適用（前記7）</p> <p>【「銀行等」に該当する持株会社】</p> <p>本則適用（前記7）</p>

（※1）前期分の記載は不要（改正府令附則2条10、12項、『金融庁の考え方』165）。

（※2）「純投資目的以外の目的で保有する株式」の全体情報（前記4（1））、「純投資目的で保有する株式」（前記5）の事項を含む。

（※3）前期分は、初年度と同じ方法で記載（改正府令附則2条11、13項）。

（※4）上記の「銀行等」とは、財務諸表等規則122条2号（銀行法施行規則等の適用を受ける株式会社など）及び5号（保険業法施行規則の適用を受ける株式会社など）を意味する（改正府令附則2条2項）。これらの会社は、従来、有価証券明細表の開示義務を免除されてきた。